

ご活用ください！

今回ご紹介するものは補助事業の概要であり、対象等には記載以外の条件があるものもございます。
補助事業の詳細、申請手続き等については、担当課までお問い合わせをお願い致します。

補助金額等	担当課
●引っ越し：実費の半額（上限 10 万円） ●車両運送：実費（上限 2 万円） ●家電購入：実費の 1/5（上限 5 万円）	観光定住課 7-8131
●就業一時金：36 万円 ●移転費用は 10 万円を上限とし、福祉事業所が支給した額の 2/3 を助成。	健康福祉課 6-0104
●交通費：町の規定により算出 ●宿泊費 2,500 円 / 泊（※ 2 泊分まで）	健康福祉課 6-0104
●耐震診断事業：～ 10 万円 / 棟（補助率 10/10） ●補強計画策定事業：～ 30 万円 / 棟（補助率 2/3） ●耐震改修事業 工事費用額× 0.23、～ 90 万円 / 棟	観光定住課 7-8131

補助金額等	担当課
●新規漁業就業者給付金：12 万 5,000 円 / 月（最長 5 年間） ●漁船・漁具の調達補助：補助率 2/3 以内（上限 500 万円） ●研修先への補助：3 万円 / 月（最長 2 年間） ●就農前研修経費 12 万円 / 月 等	産業振興課 6-1220
●牛舎等の施設整備：補助率 1/3 以内（上限 200 万円） ●増頭：補助率 1/2 以内（新規就農の場合） ●管理道整備経費：3,000 円 / m 等	産業振興課 6-1220

応募方法

平成30年4月13日（金）までに、申請予定である旨を産業振興課までお知らせいただいた上、平成30年4月20日（金）までに所定の申請様式に必要書類を添付のうえ、提出してください。

申請様式について詳しくは産業振興課までお問い合わせください。

※申請書は締切までに記載内容、添付書類等に不備のないもののみ受付けます。

見積書等手配に時間の掛かるものもありますので、余裕をもってご準備ください。

担当課

役場 産業振興課 6-1220



西ノ島町各種補助事業

西ノ島町では、独自の様々な補助事業を行っております。

今月号の広報では、その中の一部ではありますが、ご紹介をさせていただきます。

■定住関連

対象	補助事業名	内容
UI ターン者（町内の法人に正規職員として、転入後2カ月以内に就労）	U・I ターン者就業支援補助金	町内に移住し、就業しようとする方へかかる負担を軽減するため、引っ越し費用・車両輸送費用・家電購入取付費用を助成（町内店舗限定）する。 ※ただし、3ヶ月以上の継続した就労が必要条件となる。
町内にある福祉事業所に初めて従事する介護福祉士、保育士等	福祉職員等確保対策給付金	対象者に就業一時金36万円を支給。また、旅費及び引っ越しに係る移転費用を支給する事業所に対して助成する。
町内で職場体験等を実施する保育士、保健師、介護福祉士等	福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金	保育士、保健師等の資格を有する者が町内での職場体験等を実施するために必要な旅費を助成する。
住民	木造住宅耐震化促進事業補助金	木造住宅の耐震化を促進し、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修等を行う者に対して、費用の一部を補助する。

■産業関連

対象	補助事業名	内容
新規漁業就業者	新規漁業就業者支援事業	町内に住みながら、新たに自営での漁業を始める方の収入に対する補助、設備投資に対する補助、研修に対する補助を行う。
新規農業就業者	新規就農者総合対策事業費補助金	町内で新たに就農する方に対して、研修経費等を助成する。
畜産農家、農業法人等	畜産振興総合対策補助金	増頭やそれによる施設整備等の畜産業の事業拡大に対して、補助を行う。

☆上記以外にも産業分野では以下のような公募型の補助事業を準備しております！

産業振興奨励事業

団体・個人に限らず本町産業振興のための研究、技術創作、生産、流通手段等の向上に貢献する事業に対して、奨励金を交付する。（公募は原則年度1回）

対象

西ノ島町の住民・団体・事業者

事業要件

- ・水産、農林、商工観光の研究、企業化、実用化等であること
 - ・事業開発等審査委員会の審査を受け、審査基準をクリアすること 等
- ※事業開発等審査委員会は、平成30年5月中に実施予定

奨励金額

- ハード事業部分・・・500万円以内（補助率2/3以内）
- ソフト事業部分・・・50万円以内（補助率10/10）